

青森市介護保険条例（平成十七年青森市条例第二百四号）の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第四条 <u>令和三年度から令和五年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万八千円</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が百二十万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>七～十三 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(保険料の減免の特例)</p> <p>第五条 <u>令和三年度から令和五年度まで</u> の各年度分の保険料に限り、第十一条第一項に規定するもののほか、第一号被保険者の属する世帯がその生計を維持することが著しく困難であると認められる場合についても、当該保険料を減免することができる。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第四条 <u>平成三十年度から令和二年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万八千円</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項_____又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が百二十万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>七～十三 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(保険料の減免の特例)</p> <p>第五条 <u>平成三十年度から令和二年度まで</u> の各年度分の保険料に限り、第十一条第一項に規定するもののほか、第一号被保険者の属する世帯がその生計を維持することが著しく困難であると認められる場合についても、当該保険料を減免することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第七条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の青森市介護保険条例第四条及び附則第五条の規定は、令和三年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和二年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>[追加]</p>